

聖籠町告示第 5 4 号

聖籠町生涯活躍のまち構想検討会設置要綱を次のように定める。

平成 2 9 年 6 月 1 9 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町生涯活躍のまち構想検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 聖籠町における「生涯活躍のまち」構想（以下「構想」という。）の検討をするに当たって、町民等の意見を反映させるため、聖籠町生涯活躍のまち構想検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 構想に係る基本的方向
- (2) 構想の推進に関し、町が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、構想の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(組織)

第 3 条 検討会は、2 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 大学等高等教育機関の関係者
- (2) 産業界の関係者
- (3) 医療機関の関係者
- (4) 金融機関の関係者
- (5) 町民
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の年度末までとし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理者)

第 5 条 検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(聖籠町生涯活躍のまち構想研究会設置要綱の廃止)
- 2 聖籠町生涯活躍のまち構想研究会設置要綱（平成27年聖籠町告示第96号）は、廃止する。